

TCフォーラム研究報告 2025 年 1 号

2025 年 2 月 3 日

納税者権利憲章をつくる会/TCフォーラム

TCフォーラム研究報告 2025 年 1 号© Koji Ishimura

## 税務のデジタル化で迫りくる「記入済み申告」時代

～求められる税務支援業務の自由化

石村 耕治

(TCフォーラム共同代表/白鷗大学名誉教授)

### 《コンテンツ》

#### ◆はじめに～「記入済み申告」とは何か

#### 1 米日の記入済み申告導入の動き

- (1) アメリカの電子申告の仕組み
- (2) IRS のダイレクトファイル(DF)の概要
- (3) わが国での所得税記入済み申告(書かない確定申告)導入プラン
- (4) 記入済み申告は、申告納税か、賦課課税か？
- (5) 「記入済み申告」への転換の背景

#### 2 消費税のデジタル(電子)インボイスと記入済み申告

- (1) わが国でのデジタル(電子)インボイス制度導入
- (2) ペポル式デジタル(電子)インボイスとは
- (3) ペポル式はインボイスの「自動改札システム」？
- (4) ペポル式は「記入済み電子消費税申告制度」への呼び水？

#### ◆むすびにかえて～求められる税務支援業務の自由化、市民開放

#### ◆はじめに～「記入済み申告」とは何か

「記入済み申告(pre-filing return)」の言葉を初めて耳にする人もいるかも知れない。しかし、周辺国では、すでに韓国や台湾、オーストラリアなどで導入している。対象となる税は、個人所得税、消費税、法人税、住民税など多岐にわたる。

個人所得税を例にすれば、記入済み申告とは、課税庁が、第三者提供情報(法定調書等)や前年度納税申告情報などを集約し、電子的・機械的に税額を確定し、納税者とその税額の是非を判断する仕組みを指す。最新の記入済み申告ではインターネットを使う。納税者が、直接課税庁の申告ポータル(HP=ホームページ、Web サイト)にログイン(アクセス)し、自分のパソコン(PC)やスマホの画面に表示された課税庁が用意した自分の申告データをチェックする。必要に応じ補足訂正し、双方が同意すれば、ワンクリックで確定申告は終了・是認されることになる。

アメリカでも、連邦(十州)連携の個人所得税の記入済み申告が 2025 年 1 月 15 日から本格的に始まった。名称は「ダイレクトファイル(DF)」。DF(ダイレクトファイル)は、税務行政のデジタル(DX)化策に沿い、最新の ICT(情報通信技術)や生成 AI(人工知能)を駆使した仕組みである。



(public use)

わが国でも、国税庁は、給与所得や年金所得などについてネットを使った記入済み申告を「書かない確定申告」の名称で導入を目指す。

わが国には、定着した給与所得者の年末調整(年調)制度がある。このため、人口に比べると所得税の確定申告者の数は少なかった。しかし、高齢化に伴う年金生活者や非正規労働者が増え、年調を受けない者の申告件数が増加傾向にある。加えて、雇用主にタダ働きを強要する年調の仕組みは再考しないといけない国際事情もある。

アメリカには年末調整(年調)がない。個人納税者は全員確定申告が原則である。加えて、勤労所得税額控除(EITC)を、連邦レベルでは 1975 年に導入している。EITC の仕組みはきわめて複雑である。万全な税務支援態勢なしでは給付つき税額控除(EITC)は機能しない。わが国の立憲民主党や国民民主党は、EITC 導入を提唱している。ただ、EITC 導入は、潤沢な税務支援態勢の整備とパッケージでないといけない。一般の納税者が過誤還付などでペナルティ漬けになりかねない提案だからである。セーフガードが要る。

にもかかわらず、わが国の税務専門職は、IT の知見が要る税務支援への民間ボランティア導入、市民開放には後向きである。「臨税」ですら縮小の方向にある。政府規制でつくれ・庇護された業務独占にしがみつく。世の中の流れに抗し、進歩が停止しているようにも見える。

わが国でも移民が急増している。にもかかわらず、課税庁の国内税務支援のグローバル化は遅々として進まない。“多言語対応”はほぼ皆無に近い。税務専門職界も、同じような状況にある。日税連なども、幹部はリアル(対面)の対外交流での会員の浄財を濫費は大好きだ。ところが、“多言語対応”などでの面では“まるで他人事”。学びの成果が少ない“交遊”だけで、オンライン/デジタル時代にはまったくそぐわない。

いずれにしろ、課税庁も税務専門職界も人的資源は限られる。所得税申告での多言語税務支援には、税務行政のデジタル(DX)化策に沿い、最新の ICT(情報通信技術)や生成 AI(人工知能)を駆使した自動翻訳などの仕組みが欠かせない。

一方、消費税についても、インボイス制度への転換、さらには「ペポル(Peppol)式」

のデジタル(電子)インボイス導入が決まっている。インボイス方式は複雑だ。税収増につながるとしても、煩雑な税務事務や徴税コストを事業者に押し付けているに過ぎない。帳簿方式の方が「簡素な税制」理念に資する。財務・国税当局に忠誠を尽くす税務専門職界の姿勢に抵抗感を覚える事業者も少なくないはずだ。



現行の(電子)インボイスの仕組みは、「ペポル式」ではない。ペポル式は、記入済み消費税申告制度、24 時間自動税務調査システムなどにリンクする仕組みにもできる。制度設計によっては、納税者である事業者の権利利益に赤信号がともる。

税務のデジタル化で迫りくる記入済み申告時代への動きを追ってみる。

## 1 米日の記入済み申告導入の動き

アメリカの連邦課税庁は内国歳入庁 (IRS=Internal Revenue Service /アイ・アール・エス) と呼ばれる。IRS の至近のデータによると、連邦所得税の電子申告 (e-file) の比率は、提出総件数の 78.6% (個人に限ってみると、90.7%が電子提出) を占める (IRS, Data Book 2023 [Publication 55-B \(Rev. 4-2024\)](#) ([irs.gov](#)))。

### (1) アメリカの電子申告の仕組み

IRS は、これまで連邦個人所得税向けに 2 つの電子申告インフラ/ツールを提供してきた。そして、2024 年確定申告 (2023 年分) からは 3 つ目の電子申告インフラ/ツールを提供し始めた。3 つのタイプの概要は次のとおりである。

【表 1】 IRS の3つのタイプの電子申告インフラ/ツールの概要

■IRS の電子申告インフラ/ツールの種類	
①	「イーファイル (e-file)」
②	「フリーファイル (Free file)」
③	「ダイレクトファイル (DF=Direct File)」

**1986 年** イーファイル (e-File)

【導入の経緯】 イーファイル (e-File) は、IRS が 1986 年にはじめて試行を開始。2004 年に、現代化したイーファイル (e-File) を導入。2022 年確定申告では、1 億

5,000 万人超の個人所得税申告がイーファイル(e-File)で提出された。

**【特徴】** イーファイル(e-File)は、IRS があらゆる電子申告を背後で支援するシステム。市販の有償の税務申告ソフトを使って確定申告する納税者向け

#### **2002 年** フリーファイル(Free File)

**【導入の経緯】** IRS は、フリーファイル(Free File)プログラムを 2002 年に導入。2024 年確定申告では、290 万人の個人納税者が、無償のフリーファイルを使って電子申告。[なお、2025 年確定申告では、調整総所得(AGI)84,000 ドル以下の納税者が対象]

**【特徴】** フリーファイルプログラムは、納税申告ソフト企業と IRS との官民連携で、所得制限内の適格納税者に対して無償のオンライン納税申告を提供するもの。ボランティア所得税援助(VITA)や高齢者向け税務相談(TCE)など民間の税務支援プログラムでも、この無償アプリ(ソフト)を利用。2023 年確定申告では、260 万件の電子申告に利用、67,476 人の市民ボランティアが参加。[IRS announces extension of Free File program through 2029 | Internal Revenue Service](#)

#### **2023 年** ダイレクトファイル(DF=Direct File)

**【導入の経緯】** IRS は、2022 年インフレ削減法(IRA)に基づいて、前バイデン政権が導入。IRS は、ダイレクトファイル(DF=Direct File: 正式名称は free direct efile tax return system)を、2023 年に試行後、2025 年 1 月 15 日からはじめた 2024 年分の確定申告から本格稼働。2024 年確定申告(2025 年分申告)の試行には、約 14 万件の参加があった。2025 年確定申告(2024 年分申告)で、IRS は、3,000 万件を超えるダイレクトファイル(DF)の利用を想定している。

## (2)IRS のダイレクトファイル(DF)の概要

IRS のダイレクトファイル(DF)のおおまかな仕組みは、次のとおりである。

### 【表2】 一目でわかるダイレクトファイル(DF=Direct File)

- ・ 「ダイレクトファイル(DF=Direct File)」は、民間のソフトウェアプロバイダーが参加する非営利組織である「Free File Alliance(FFA)と IRS が官民共同で提供する電子確定申告(記入済み確定申告)サービス」
- ・ IRS のウェブ(ポータル)サイトには、ダイレクトファイル(DF=Direct File)プログラムに参加しているすべてのソフトウェアプロバイダーがリストアップされ、納税者はこのリストを利用して、自身に最適のプロバイダーを選択し、PC またはスマホやタブレットなどの移動端末を使い無償で確定申告ができるプログラム

- ・ **ダイレクトファイル(Direct File)**は、すべての申告資格(単身者、夫婦合算、夫婦個別申告、適格寡婦/寡夫、特定世帯主など)に対応している。ただし、調整後総所得(AGI=Adjusted Gross Income)が一定金額【2025年1月15日から始まった2024年分申告においては、単身者申告の場合は75,000ドル/10,500,000円(1ドル=140円換算)、夫婦合算申告の場合は100,000ドル/14,000,000円】以下の給与所得者・年金所得者などに限定される

### ■ IRSダイレクトファイル入力画面

(public use)

- 1 **無料で利用可能**: 全ての納税者は無料で連邦税の申告を行うことができる。
- 2 **多言語対応**: 英語とスペイン語で利用できる。
- 3 **デバイス対応**: モバイル端末(スマートフォン・タブレット)、パソコンなど、多様なデバイスで利用可能
- 4 **インタビュー形式**: 各種情報を入力する手間が軽減できるように、簡単なインタビュー形式で申告を進めることも可能
- 5 **ライブチャット**: IRSの担当者によるバイリンガル(英語とスペイン語)の技術的なサポートや基本的な税法の質問に対応したライブチャットサポートが提供され、申告プロセスの任意のステップでサポートを受けることが可能
- 6 **API構築**: 納税者が連邦税申告データを第三者ツールにシームレスに移行できるように、アプリケーションプログラミングインターフェース(API)が構築されている。
- 7 **対象となる州**: 2025年確定申告(2024年分申告)では、2024年確定申告(12州)[2025年確定申告+12州]の納税者を対象としたパイロットプログラムとして実施された。

**【参加州】**[2024年確定申告・12州\*]①アリゾナ州、②カリフォルニア州、③フロリダ州、④マサチューセッツ州、⑤ネバダ州、⑥ニューハンプシャー州、⑦ニューヨーク州、⑧サウスダコタ州、⑨テネシー州、⑩テキサス州、⑪ワシントン州、⑫ワイオミング州

[2025 年確定申告・+12 州 \* \*]①アラスカ州、②コネチカット州、③アイダホ州、④カンザス州、⑤メイン州、⑥メリーランド州、⑦ニュージャージー州、⑧ニューメキシコ州、⑨ノースカロライナ州、⑩オレゴン、⑪ペンシルバニア州、⑫ウイスコンシン州

\*ただし、12 州のうち、①アリゾナ州、②カリフォルニア州、④マサチューセッツ州、⑦ニューヨーク州を除く 8 州には州所得税がない[⑥ニューハンプシャー州や⑪ワシントン州には一定額を超える金融所得課税がある。]。州所得税がある 4 州がダイレクトファイル(DF)と連携する形で無料の申告ツールを提供する。

\* \*ただし、+12 州のうち、①アラスカ州には州所得税がない。

8 **対応している申告**: 様式 1040[連邦個人所得税申告書(Form 1040: U.S. Individual Income Tax Return)]や様式 1040-SR[高齢者向け連邦税申告書(Form1040-SR:U.S. Tax Return for Seniors)]。以下の総合課税所得項目や一定の控除項目に対応している。

- ①給与
- ②利子
- ③退職所得
- ④失業補償給付
- ⑤社会保障給付
- ⑥標準控除
- ⑦学生ローン利息控除
- ⑧教育費控除
- ⑨子ども税額控除その他扶養家族のための控除
- ⑩勤労所得税額控除(EITC)
- ⑪自己負担分医療費貯蓄口座(HSA)控除
- ⑫その他

9 **対応していない所得**

- ①事業所得
- ②不動産所得
- ③外国所得
- ④配当所得
- ⑤キャピタルゲイン
- ⑥医療費、州および地方税、住宅ローン利息、公益寄附金などの控除
- ⑦事業経費控除(実額控除)
- ⑧非居住者の申告

### (3)わが国での所得税記入済み申告(書かない確定申告)導入プラン

わが国でも、国税庁は、給与所得や年金所得などについて日本版記入済み申告を「書かない確定申告」の名称で導入を目指す。

【表3】わが国の記入済み申告(書かない確定申告)導入計画

**■ 国税庁 税務行政のDX:税務行政の将来像 2023 (11頁)**

**給与情報等の自動入力の実現 (申告手続の簡便化)** II 納税者の利便性の向上

◆ 申告納税制度のもとで、確定申告に必要なデータ(給与や年金の収入金額、医療費の支払額など)を申告データに自動で取り込むことにより、数回のクリック・タップで申告が完了する仕組み(「日本版記入済み申告書」(書かない確定申告))の実現を目指します。

◆ 令和6年以降順次、給与情報についても自動入力を実現します。

**1 将来イメージ**

- ① マイナポータルからログインして「確定申告」を選択
- ② 「自動で計算」を選択

③ 内容を確認の上、申告

還付金は 3,000円です。  
(あなたの所得)  
給与 2,400,000円  
年金 500,000円  
(所得控除)  
生命保険料 120,000円

(振込先)  
 登録済口座  その他  
上記内容を確認の上、申告

個々の項目や還付金振込口座の入力は不要  
(振替納税を利用すれば納付も自動に)

**2 現状**

**3 給与情報の自動入力の実現**

給与の源泉徴収票 → e-Tax (オンライン提出) → 自動入力 (R6.2~)  
給与支払報告書 → eLTAX (オンライン提出) → 自動入力 (R9.2~)

(※) 令和9年以降、地方公共団体に提出された給与支払報告書のデータが国(国税当局)に連携される(令和5年度税制改正)

**自動入力の対象**

ふるさと納税	生命保険	地震保険
株式の特定口座	住宅ローン控除関係	
医療費	国民年金保険料	
(R5.1~)	公的年金等の源泉徴収票	
(R6.1~予定)	iDeCo	小規模企業共済等掛金
(R6.2~予定)	給与所得の源泉徴収票	

(<https://www.nta.go.jp/about/introduction/torikumi/digitaltransformation2023/pdf/syouraizo2023.pdf>)

現時点では、いまだ具体像は見えてこない。しかし、記入済み申告は、既存の電子申告(e-Tax, eL-Tax)とは別途の仕組みになるはずだ。日の目を見れば、年末調整事務を廃止し、医療費控除などもワンクリックで済むようになるはずだ。

### (4) 記入済み申告は、申告納税か、賦課課税か？

「記入済み申告」については、アメリカでも、その是非が久しく議論されてきた。課税庁が納税者の包括的なデータを収集して作成した申告データに、必要に応じ補足訂正し、双方が同意すれば、ワンクリックで確定申告は終了・是認されることになる手続は、納税者フレンドリーである。しかし、「申告納税(self-assessment)」といえるのかどうか問われる。“記入済み申告”は、実質的に“賦課課税(official assessment)”ではないかとの疑問符がつく。当然、納税者が自主的、民主的に“申告納税”する仕組みではないとの批判も渦巻く。国税庁は、こうした疑問・批判が出てくることは想定済みである。日本版記入済み申告書を「書かない“確定”申告」と称し、機先を制している。

### (5)「記入済み申告」への転換の背景

アメリカ連邦議会は、税制や税務の「簡素」化を旗印として掲げる。しかし、実現の目途は一向に立たない。むしろ、税制は年々複雑化し、税務申告手続も煩雑になる一方である。申告納税に苦渋する納税者の痛みを和らげるには、抜本的な対応が必要であることは言をまたない。

#### 【表4】「記入済み申告」への転換(案)の背景

- ・税制や税務の「簡素」化は遅々として進まない。むしろ、複雑化する一方である。
- ・このままでは、一般市民/納税者に適正な申告を望むのは至難である。
- ・政府が、納税者に代って納税申告をすること(申告手続の簡素化・簡便化)で、税制の複雑化に対処する必要がある。
- ・アメリカ経済の成長・活力を保つには、長期的には大量の移民を受け入れないといけない。諸国からの多様な移民もターゲットにした課税庁の多言語によるフレンドリー納税者サービスの提供には、生成 AI(人工知能)そのた ICT(情報通信技術)を活用した高度な記入済み申告が、セーフティネットとして必要不可欠である。

## 2 消費税のデジタル(電子)インボイスと記入済み申告

アメリカは、連邦レベルでの消費税(VAT/GST)を導入していない。経済活性化で税収をあげられる政党が政権を担うルールを確かにするためにも、直接税中心主義を貫いてきた。もちろん、連邦レベルでの消費税導入を説く議員もいる。

一方で、EU(欧州連合)諸国やわが国のように、消費税(VAT/GST=消費型の付加価値税)を導入しているところが多い。所得税(給与等)にかかる記入済み申告とは別途に、「消費税(VAT/GST)の記入済み申告」を導入する国もある。韓国が1例だ。消費税の記入済み申告には、デジタル(電子)インボイスの導入が深く絡んでくる。

アメリカ大統領に就いたトランプ氏は大統領選挙期間中から、アメリカよりも高い関税(+非関税障壁+付加価値税(VAT/GST)/消費税)を課している国は不公平であると批判してきた。調査しターゲットになった高関税国には「相互関税(reciprocal tariffs)」を課す旨公約に掲げていた。また、トランプ 1.0(第1次)政権で通商代表部(USTR)トップを務めたロバート・ライトハイザー氏も、付加価値税/消費税は、自国製品の輸出時に免税/ゼロ税率とされることから輸出補助金にあたる。一方、輸入国は、他国製品の輸入時に課税(輸入消費税/輸入 VAT)になる。とりわけ、アメリカは、連

邦付加価値税を導入していない。このことからアメリカの製造業が不利になる。不利の解消には、全輸入品の一律関税を課し、関税率はアメリカの貿易赤字が解消されるまで毎年引き上げていくべきであると主張する(R. E. Lighthizer, No Trade Is Free: Changing Course, Taking on China, and Helping America's Worker, 2023)。トランプ 2.0 政権で政治任用されたベッセント新財務長官も、当初 2.5%、最大 20%まで毎月引き上げる案を持っているようである(financial Times Jan. 29, 2025)。

トランプ 2.0 政権の相互関税のターゲット探しに使う「付加価値税(VAT/GST)/消費税も関税とみなす」戦術は、わが国にとっても人ごとではない。こうした使われ方もあるということを学ばないといけない。安易に仕向地主義の消費税の税率を引き上げる政策にはイエローカードが付く。加えて、自動車産業が輸出免税(ゼロ税率)で、濡れ手に粟、消費税の莫大な額の還付が受けられるとしても、アメリカの「相互関税」を誘引し国際流通の目詰まりの原因となる可能性も高い。消費税の税率のみならず、輸出免税の仕組みの再考を含め抜本的な対応をしないとけないのではないか。

いずれにしろ、EU(欧州連合)諸国やわが国のように、消費税(VAT/GST=消費型の付加価値税)を導入している国や地域が多い。所得税(給与等)にかかる記入済み申告とは別途に、「消費税(VAT/GST)の記入済み申告」を導入する国もある。消費税の記入済み申告には、デジタル(電子)インボイスの導入が深く絡んでくる。

### (1)わが国でのデジタル(電子)インボイス制度導入

減税ファーストのアメリカとは異なり、わが国政府は、消費税の増徴に熱心である。2023年10月1日から、消費税のインボイス制度への転換と同時に、デジタル(電子)インボイスの導入がはじまった。

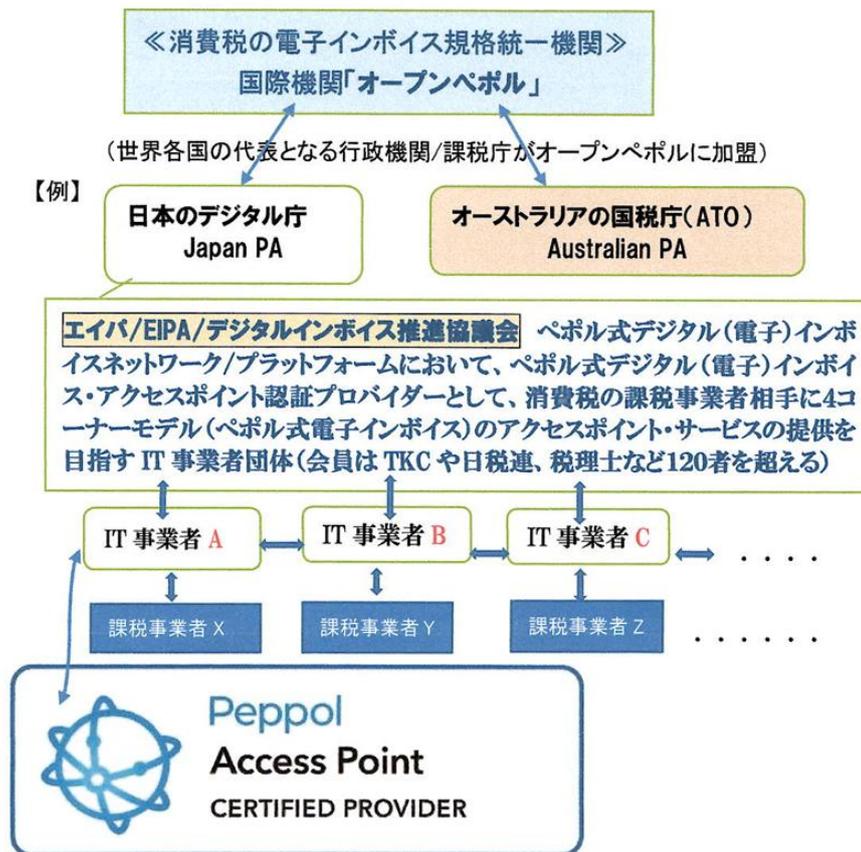
**【表5】インボイス(税額票)制度(方式)までの推移**

<<単一税率時の方式>> [2019(令和元)年9月30日まで] <b>①請求書等保存方式</b>
<<軽減税率開始>> [2019(令和元)年10月1日~2023(令和5)年9月30日)まで4年間] <b>②区分記載請求書等保存方式</b>
<<インボイス(税額票)方式開始>> <b>【現行】</b> [2023(令和5)年10月1日開始] デジタル(電子)インボイスの導入 <b>③適格請求書等[インボイス(税額票)]保存方式</b>

(2) ペポル式デジタル(電子)インボイスとは

わが国は、UE(欧州連合)発祥の「ペポル(Peppol)式」のデジタル(電子)インボイス導入が最終目標である。

【表6】ペポル式電子インボイスの国際ネットワークの仕組み



\* ペポル式電子インボイス・アクセスポイント認証プロバイダーのロゴ (Public use)

ペポル (Peppol) は、「Pan-European Public Procurement Online」が正式名称である。この名称からもわかるように、ペポルは、もともと政府が民間からモノやサービスを購入する取引/政府公共調達 (B2G/B2A) をする際に事業者に電子インボイスを使わせる規格であった。その後、民間の事業者間取引 (B2B) にも利用をエスカレートさせた。

【表7】インボイス式消費税取引3類型

①民間事業者	対	政府間取引/公共調達 (B2G/B2A)
②民間事業者	対	民間事業者間取引 (B2B)
③民間事業者	対	最終消費者間取引 (B2C)

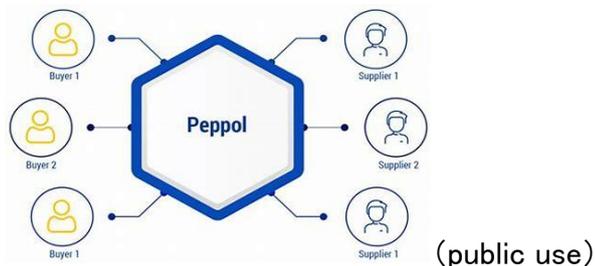
EU やイギリス(UK)では、2028 年 1 月1日から、民間事業者間(B2B)取引に、ペポル式電子インボイスの利用を義務化する。

現在、わが国では、民間事業者間(B2B)取引でのデジタル(電子)インボイスは、ペポル(Peppol)式でなくともよい。しかし、デジタル庁が着々とペポル式導入の準備を進めている。ペポル式稼働のメドがつけば、政府は、まず政府公共調達(B2G/B2A)に参加する事業者にもペポル式採用を入札条件とするだろう。その後、民間の事業者間取引(B2B)にもペポル式利用を義務化するのではないか。

### (3) ペポル式はインボイスの「自動改札システム」?

ペポル式とは「デジタル(電子)インボイス専用の自動改札システム」のような仕組みである。つまり、デジタル(電子)インボイスのペポル線(専用線)を敷いて、デジタル(電子)インボイスを使うすべての消費税課税事業者に、ペポル線駅/自動改札機(コンタクトポイント)から乗降してもらう仕組みである。課税庁も、ペポル線に乗り入れれば、事業者の申告を待たずに、あらゆる消費課税取引のトータルな常時監視ができるようになる。

【表8】ペポル式(自動改札式)デジタルインボイス・システム (Public use)



私たちは、今日、日常的に JRをはじめ鉄道各社の自動改札システムを利用している。鉄道各社は、自動改札システムの導入により、紙の切符の時代とは異なり、不正乗車はほぼなくなったという。車掌による車内検札も要らなくなり、しかも運賃増収にもつながったという。

政府は、消費税の益税封じを狙いにインボイス制度に転換した。加えて、ペポル式デジタル(電子)インボイスの導入を目指す。あらゆる課税事業者にも「ペポル専用線」の駅(コンタクトポイント)での乗り降りしかできないようにする。これにより、事業者間取引の監視・消費税の課税漏れの防止、消費税の税務調査の自動化し、消費税増収を狙っているわけである。

コンタクトポイント(ペポル線乗降駅/自動改札機)を開設できるのは、(株)TKC や弥生(株)、ウイングアーク1st(株)、(株)ミライコミュニケーションネットワークのような

税務会計ソフトなどの開発・販売を手掛ける事業者である。

デジタル庁に自動改札業務を扱う認証(ご用達)を受けてアクセスポイント(ペポルTKC 駅、ペポル弥生駅……)を開設することになる。消費税の課税事業者は、税理士などを含め、認証を受けたこれら IT 税務会計ソフト会社などと契約をし、これらの駅(アクセスポイント)から、ペポル専用線に乗り降りしないといけなくなる。

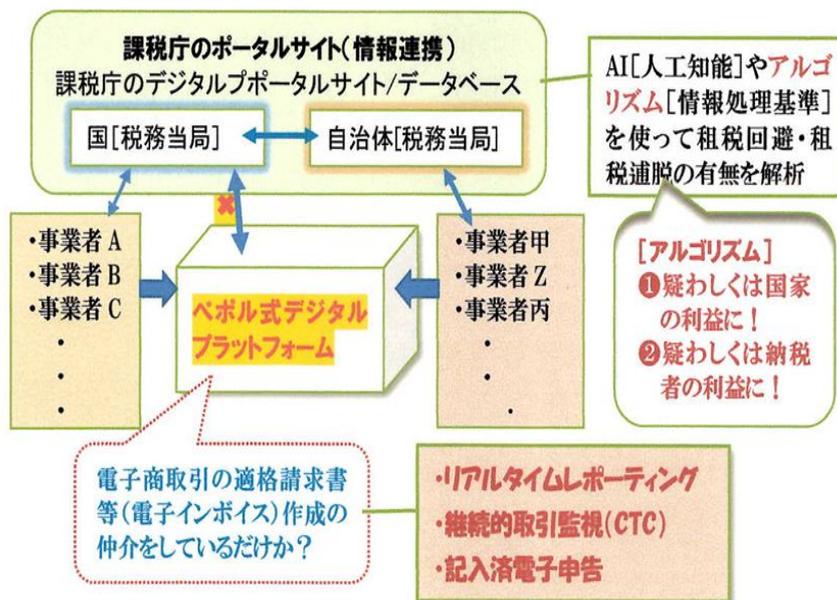
ちなみに、日税連はエイパ/EIPA/デジタルインボイス推進協議会の会員である。自らがデジタル(電子)インボイスのポータルを構築し、ペプル式アクセスポイント認証(ご用達)プロバイダーになり、会員に無償でアクセスポイントサービスを提供するのも一案である。強制加入で徴収した会費をもっと有効活用した方がいい。

#### (4)ペポル式は「記入済み電子消費税申告制度」への呼び水？

EUその他の諸国での運用を点検すれば、次のようなペポル式デジタル(電子)インボイスの狙いが見えてくる。

①あらゆる消費税課税事業者をペポル線のプラットフォームに設置された駅(コンタクトポイント)で乗り降りさせる。次に②ペポル線プラットフォームと課税庁のポータルサイトとリンクさせる。これにより、③「事業者や事業者間取引の常時(24時間)オンライン/ネットワーク監視/自動税務調査制度」、「記入済み電子消費税申告(書かない消費税確定申告)制度」の導入を図る。

**【表9】電子インボイスデータのオンライン/ネットワーク流通イメージ**  
**《民間プラットフォーム+国家ポータルサイト併用タイプ》**

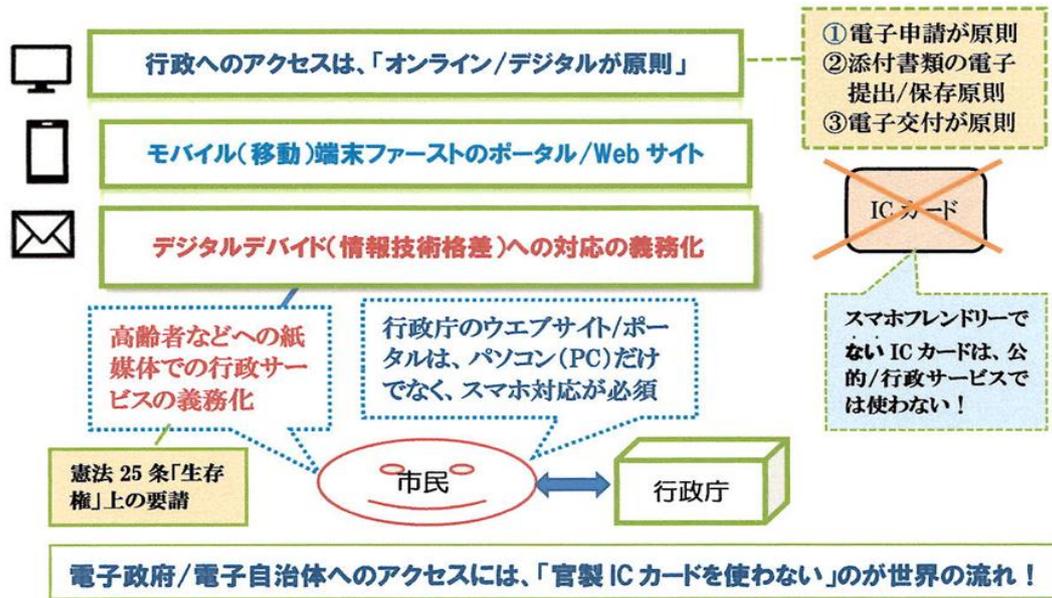


わが国でも、いずれは、ペポル式のデジタル(電子)インボイスプラットフォームと課税庁のポータルサイトとリンクージし、「消費税の書かない確定申告」インフラが稼働するのではないかな。

◆むすびにかえて～求められる税務支援業務の自由化、市民開放

モバイル端末ファーストの時代である。アメリカをはじめとした諸外国では、電子政府、課税庁の申告インフラでは、スマホやタブレットなどモバイル(移動)端末で確定申告するのが常識になっている。わが国で政府がしきりに普及を叫んでいるデジタルIDが格納された官製のICカード(マイナカード)やICカードリーダーを使う電子政府(e-Gov)モデルは、ガラパゴス化し時代遅れである。PC(パソコン)・ラップトップ中心時代の遺物である。官製のICカードは、わが国を除き、いまやG7諸国ではどこも使っていない。

【表10】世界の流れ～モバイル端末で行政などにアクセスする国民の権利保障



アメリカでは、官製の IC カード+IC カードリーダーを使わない IRS の多言語・移動端末対応のダイレクトファイル(DF/記入済み申告)が本格稼働した。

わが国の国税庁は、給与所得などについて記入済み申告を「書かない確定申告」の名称で導入する方向だ。給与所得などを手始めに、これまでの電子申告(e-Tax)に加えて、ワンクリック申告、「書かない確定申告」の名で、所得税の日本版記入済み申告が日の目を見るのではないかな。

消費税についても、ペポル式のデジタルインボイスプラットフォームと課税庁のポータルサイトとがリンクージする形で、「書かない確定申告」に進むのではないかな。

### 【表11】 エスカレートする記入済み申告制度

- ① 記入済み電子所得税申告制度
- ② 記入済み電子消費税申告制度  
(pre-filing and electronic VAT return system)」
- ③ 記入済み電子法人税申告制度

一方、2023 年 10 月 27 日の衆院議員選挙では、立憲民主党(立民)が躍進した。同党は、給付つき税額控除の導入を政権公約に盛り込んでいる。“推し活選挙”大好き国民民主党も、給付つき税額控除導入を言い出した。

ひとくちに給付つき税額控除(refundable tax credit)といっても、さまざまな種類がある。多分、同党が目指す給付つき税額控除とは、アメリカで現在導入している勤労所得税額控除(EITC=earned income tax credit)を指すのではないか？



アメリカでは、EITC（勤労所得税額控除）を、連邦レベルでは 1975 年に導入している。ただ、EITC の仕組みはきわめて複雑である。2023 年度統計で見ると、約 2,600 万世帯が、連邦の EITC 関係の還付申告をしている。しかし、過誤還付、過大還付の温床となり、その比率は例年 25%前後にもものぼる。万全な税務支援態勢なしでは給付つき税額控除は機能しない。立民の給付つき税額控除案は、潤沢な税務支援態勢の整備とパッケージでないと、一般の納税者が過誤還付などでペナルティ漬けになりかねない提案ともいえる。

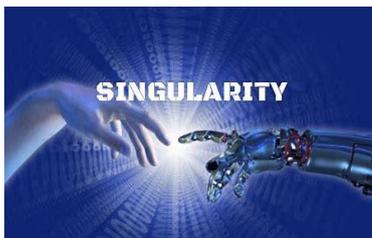
税務支援態勢の整備には、課税庁の苦情処理機関の刷新も必要不可欠である。わが国には納税者支援調整官制度(総定員 73 人以内)がある。しかし、独立性や透明性に欠け、駆け込み救済機関の体をなしていない。アメリカ内国歳入庁(IRS)の納税者権利擁護官サービス(TAS=Taxpayer Advocate service)は、現業部門から独立性も高く総勢で 2,200~300 人いる。全米 74 か所で、年間約 30 万件の苦情の処理や救済依頼に応じている。この差は、単なる人口規模の違いではなく、納税者支援政策の遅れを反映している。



もちろん、課税庁の人的資源は限られる。人的資源不足をカバーし、申告の自動化や税務相談を含む複雑な EITC の税務支援には、税務行政のデジタル(DX)化策に沿い、最新の ICT(情報通信技術)や生成 AI(人工知能)を駆使した仕組みが欠かせない。税務申告の非人間化には賛否が分かれるものの、避けては通れまい。

記入済み申告/書かない確定申告やデジタル化された EITC(給付つき税額控除)の導入は、わが国の税務専門職に大きな試練になるはずだ。税務専門職の多くが、記帳代行や申告書の作成を生業としているからだ。

一方、税務のデジタル化、記入済み申告の導入は、税務専門職と納税者/クライアントとの間の分断(divide)を深めるかも知れない。なぜならば、税務専門職のクライアントである雇用主は、税務のデジタル化、記入済み申告導入で、年末調整などのタダ働き事務から開放され税務手続が簡素化すると考えるからである。加えて、従業者や年金生活者、フリーランサー(ギグワーカー)なども、税務申告が簡素になり、税務調査が少なくなりセーフガードになると考えるからである。



(public use)

「シンギュラリティ(singularity)」という言葉が話題になっている。「技術的特異点」ないし「技術的分岐点」、「技術的転換点」と邦訳される。シンギュラリティの最初の提唱者は、ハンガリー系アメリカ人数学者のジョン・フォン・ニューマン(John von Neumann (1903-1957)) である。しかし、この言葉を広めたのは、レイモンド・カーツワイル(Raymond Kurzweil) である。彼は、米グーグル社で 60 年以上、AI の研究開発に携わってきた。彼は、先端テクノロジーの超速の進化により、AI の能力が人間の知能を超える転換点(the point in time)、つまり彼の言う「シンギュラリティ」に達するのは、もはや時間の問題とみる。彼が予測する技術的転換点は 2029 年である。彼の予言が正しいとすると、AI が人間力を超えるまで、あと数年に迫っている。彼は、人類が AI と融合し人類の幸福な行く末を予言する。彼の予言が的中するかどうかは定かではない【詳しくは、レイ・カーツワイル著(高橋則明訳)『シンギュラリティはより近く』[原題 Ray Kurzweil, The Singularity is Nearer](2024 年、NHK 出版)参照】。

生成 AI が自律して、税理士の税務相談業務(判断業務)を広く担う時代の到来はそれほど遠くないのかも知れない。もはや、架空の「物語」ではないのは確かだ。

もちろん、税務専門職の新たな判断業務も期待される。生成 AI(人工知能)を使った課税庁の税務調査選定、AIに格納された予測アルゴリズム(情報処理手順)の正

義、清廉性、公正性(predictive algorithmic justice, integrity, fairness)を問う争いでの関与先支援が一例である。この場合、IT に強い弁護士や IT 専門職とスクラムを組む必要がある。当然、税務専門職の IT 知見の豊かさが問われる。

税務代理業務を除けば、ビジネスとして成り立たない時代がくるかも知れない。税務代理業務は、税理士法上、生成 AI 税務ロボットではできないからだ。とはいうものの、税務専門職は納税者の税務代理業務で食べるには、やはり IT 知見を深めないといけない。

わが国では税務専門職の高齢化が著しい。このことが、現状維持に熱心で、業界のデジタル化対応を遅らせている主因であろう。税務専門職界は、リスクリング(学び直し)に加え、若い層の積極的な参加を求め、勝算のある無人化の未来の展望を切り拓かないといけない。「デジタルネイティブ(生まれながらにしてデジタル)」中心の税務専門職界に衣替えを終えるまで待つ？これでは、デジタル化の大波に呑み込まれ、絶滅危惧種になってしまう。そもそも、わが国は“デジタル鎖国万歳！”では生き残れない。痛みを伴うが、持続可能(サステナブル)な税務専門職界に向けて、「どんとこいデジタル化！」のガッツ(気概)が求められる。

2024 年 4 月に非税理士税務相談停止命令制度が導入された。税理士資格のない人が税務相談を行い適正な納税の妨げになっていると判断された場合、財務相がストップ命令を出せる。継続的・反復的な命令違反は警察規制を受ける。1 年以下の懲役または 100 万円以下の罰金を科せる。しかし、税務相談生成 AI/ロボットなどによる税務相談はますます身近になろう。業法(税理士法)をツールにした「人」規制は、高度な生成 AI 税務ロボットの出現間近のデジタル(DX)化時代に似合わないガラパゴス化したやり方ではないか。

そもそも、現行の税理士業務の無償独占は、トランプ 2.0 政権の始動で、アメリカからサービスに対する「非関税障壁(non-tariff barrier)」と名指しされ、報復関税の対象とされるかも知れない。赤信号がともる。政務書類の作成や税務相談の有償独占化を進め、助け合いや学び合いのタダの税務支援を自由化、市民開放し、政府規制大国の汚名を返上しないとイケない。納税者権利憲章(法)の制定は、税務支援業務の自由化、市民開放とパッケージで進めないといけない。